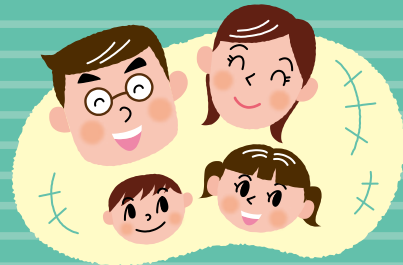


次世代育成支援対策推進法が 10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます!



次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要です。

このため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

次世代法の内容、改正のポイント、施行日については、以下のとおりです。

次世代法とは？

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

改正のポイント

ポイント①

法律の有効期限の延長 (平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

このため、引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

ポイント②

新たな認定（特例認定）制度の創設 (平成27年4月1日施行)

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、この**くるみん認定を受けた企業**のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定）制度が創設**されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくことになります。

※次世代法による取組は、**非正規雇用の労働者**も対象です。

“**職場ぐるみ**”で
子育てをサポート!

仕事と子育てを
両立できる職場を
目指そう!

「子育てサポート企業」の証
愛称：**くるみん**



次世代法 Q&A

Q 認定を受けるメリットは？

A 認定企業になると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、名刺、広告、求人広告等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。特例認定についても、新たな認定マークを今後検討していく予定です。

また、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。

くるみん認定企業の声

A社（島根県、100人以下、塗装工事業等）
「労働局で表彰され、マスコミに取り上げられたことにより、認知度が大幅に上がり、直接受注が増えた！」

くるみん税制について

平成23年4月1日から平成27年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間の開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度の32%の割増償却ができます。

Q 新たな認定制度による認定（特例認定）はどうしたら受けられるの？

A 特例認定は、くるみん認定を受けた事業主であって、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の一定の基準を満たすと、受けることができます。

Q 特例認定の具体的な認定基準はどうなるの？

A 特例認定の認定基準については、くるみん認定同様、

- 行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 行動計画を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと

等を想定していますが、具体的な内容については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

Q 特例認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表とは？

A 新たな認定制度は、高い水準の次世代育成支援対策に取り組んでいる企業をより評価しつつ、当該取組を継続していただくとともに、他の企業の模範となっていただく趣旨で創設するものです。このため、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととしています。具体的な公表方法や公表事項については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

改正法・行動計画・認定に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室にどうぞ。

北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

ご不明な点はこちらへ

- くるみんマークについて http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html
- 行動計画の策定について <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば） <https://www.ryouritsu.jp>
- 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一覧） <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>

